

令和7年5月22日(木)
古庄 玄知 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 指定法人が整備するデータベースについて、どのような人が利用するのか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける者としては、このような利用を行う判例データベース事業者、出版社、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。

(参考1) 民間事業者の判例データベースの利用料金

主要な民間の判例データベースとしては、株式会社LICが提供する「判例秘書」、第一法規株式会社が提供する「D1-Law」、トムソン・ロイター株式会社が提供する「Westlaw Japan」、株式会社TKCが提供する「TKCローライブラリー」がある。その利用料金は様々であるが、月額1万円程度で利用できるものもある(TKCローライブラリー)。また、公立図書館において民間事業者の判例データベースが利用できることもある(千葉県立図書館HPによる。)

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者とその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由がある

ときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

- 2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。